

## 【震災復旧・復興に関する地区説明会（鶴ヶ丘東地区）】

日時：令和6年11月28日（木）19時～ 会場：鶴ヶ丘東公民館

### 主な質疑（概要）

○：参加者からの意見・質問

●：町の回答

※補足事項

---

○家が隆起して傾斜が発生したため、再建を検討している。建物を上げて元の状態に戻そうとしても、宅地がずれて隣の敷地に土地が食い込んでいた場合はどう考えればよいか。

●土地の境界については専門家と協議しており、まず道路における官民境界を定める予定である。ズレているかどうか個別で対応しなければならないと考えているのでご理解いただきたい。

○個別対応というが、1軒1軒役場で対応しなければならないのか。

●P14に示しているが、町道の測量を実施しており、道路の高さや境界が定まった上で国県とも相談しながら街区を定めていく。

○液状化対策の工法が2案示されたようであるが、鶴ヶ丘地区としての方針はあるのか。

●現在のところは総合グラウンドと西荒屋で実証実験を行い、各工法の効果等を検証して選定したい。地下水位低下工法は地盤沈下のリスクがある。その点も含めて検証したい。

---

○液状化対策について、自宅周辺は既に地下水が道路に流れており、明らかに昔よりも地盤沈下したと認識している。そのような状況でどのように対策をするのかを教えてください。

●地下水位低下工法は道路の下に集水管を設置して、集水管に集まった水をポンプ等で排水して地下水位を下げる工法である。

○つまり、さらに地盤沈下が進むということではないか。現在、道路に普通に水が流れている状態であり、もしかしたら、土地の高さは河北潟よりも低いかもれない。そのような状況で大雨が降ったらどうなるのか。今までも雨が降ったら道路が冠水して川のように流れており、消防の方が土嚢をおいてくれている。今回の地震でさらに地盤が下がったと思う。液状化対策を実施して地盤が下がり、雨水で浸水したら元もこうもない。このような状況に対しての町の考えを聞かせてほしい。

●震災前の状況に復旧するのが原則であり、道路の高さも震災前の道路の形に戻すことを計画している。今回の地震でご自宅の敷地が低くなっていると認識されている状況かと思うが、まずは現在の道路の測量を進め、その中でこれまでの道路高さと比較した上で、心配があれば都市建設課にご相談いただきたい。

○雨が降ったらおぼれてくださいということですね。過去の浅野川の大水害の時に、浅野川から大野川から大量の土砂が流れ込んできた。その際に大量の土砂を家の前の田に捨てた経緯がある。その結果、田んぼの土地の高さは高く、私が住んでいるところが一番低い。これまでは何とか停電無く排水が機能していたが、今後、夜間の台風等により電源が喪失した場合、人が溺死する可能性がある。対策をお願いしたい。

- 田んぼの話のほかに、水路の水位上昇など、降雨が大きい時にはパトロール等を行い、町から防災無線等によって避難を呼びかけている。また、雨水排水計画に基づく改修も予定している。時間を要するが心配事が解消できるように努めていく。ご理解いただきたい。

- 
- 自宅が傾斜沈下し、みなし仮設住宅のアパートに住んでいる。近々自宅を直す予定であり、被災宅地等復旧支援事業を使いたいと考えている。先日、都市建設課に相談したが、後々もめるので、土地の境界を確定してほしいと言われた。両サイドには民家、背面は学校の駐車場があり、それらとの境界の確定測量をしてほしいとの話であったが、その分は費用が出ないと言われた。調べてみたところ通常の確定測量は10万円からとなっているが、液状化の場合は35万円からとなっていた。その補助は出ないのか。P22に「液状化現象が広範囲に及んでおり、個々に確定させることが困難なため」との記載があり、この支援を待っていればよいのか。早く家に住みたい。
  - おそらく隣地と境界の確認をしてほしいとお話をしたと考えているが、個人で測量し境界確定して登記完了させるまでの話ではないと認識している。境界が確定しないとできないということではなく、お隣に工事等をするということをお知らせして現地の境界の状況を確認してほしいということを伝えるために例示した途中経過だと考える。
  - 液状化で隣の民地から5センチ、自宅からは反対の民地に20センチ以上ズレているほか、アップダウンもある。それを確定するための測量をしてほしいとの話であった。不要であれば工事を進める。
  - 境界の状況によるが、境界付近ではトラブルが発生しやすいので、そこを避けて再建できるようであれば、先に再建工事を行っていただきたい。被災宅地等復旧支援事業は複数回申請することが可能であり、境界がズレた箇所は最終的に境界の確定は必要になると考える。町としてもズレていることの確認作業には時間を要するため、そこは避け、できるところから再建していただきたいと考える。ただし、そのように再建される場合でも隣と概ねの境界を事前に話をしてもらったほうが、後々のトラブル回避になる。この辺の意思疎通ができていない可能性もあるので、この後に対応の経緯を含めて確認する。
  - 明日、地盤調査で業者が来る予定なので、その話を伝えて進めたい。

- 
- 災害公営住宅の入居資格について、以前はアパートに住んでおり、罹災証明で準半壊判定であり、今は仮設住宅に住んでいる。準半壊では災害公営住宅に入居できないことになると思うが、これは何に基づく基準となるのか。我々は見捨てられているのか。
  - 入居条件についてはP19に示したとおりであり、公営住宅は持ち家をもっていると入居できないルールである。半壊であっても住宅がないことが基準であり、そのうえで細かな基準を適用することが必要となる。
  - 応急仮設住宅に入居しているが、去年の3月からアパートに住んでいるため期間は1年間と言われている。国と県には災害復旧の状況に応じて入居期間延長を検討しているとのことだが、いつ期間延長の可否が決まるのか。
  - 国、県と引き続き協議中であり、現時点で答えることができない。
- ※県に確認したところ、災害発生時（今回は令和6年能登半島地震発生時）の住居が、賃貸住宅や公営住宅など自己の所有物件でない住宅に住んでいた方の応急仮設住宅への入居期間は最大1年間と定められており、この期間の延長は原則行なわないとのこと。但し、今回、退去期間が令和7年1月から3月中となっている世帯については、一律令和7年3月31日まで延長する事となっております。

○1回目のアパートからの引っ越し代も相当かかっており、再度引っ越すとなると、さらに負担がかかる。何か支援はないか。

●引っ越しにかかる転居の費用は、県で復興基金を活用した支援制度がある。町でも12月議会の予算に支援を計上している。

※恒久的な住宅に引っ越す場合の支援制度を、12月補正予算にて予算措置をしました。

---

○現在、県営住宅にお世話になっているが、入居期間が来年1月までとなっている。県から入居期間の延長を希望するか問い合わせがあり、延長する旨、回答したが、それに対する回答が無く、県に直接聞いたところ、現状で住んでいる人は原則として延長すると聞いてほっとしている。今後、災害公営住宅が建つまで、入居期間の話で落ち着かないのは辛い。公営住宅希望者は長期の入居延長などの措置もお願いしたい。また、我が家には猫がいる。県営住宅ではペット禁止であるため、半壊の住宅と県営住宅の2箇所生活している。可能であればペット可の住宅も整備してほしい。

●期間延長の要望は続けていく。公営住宅においてはペットを飼うことはできないルールとなっており、難しいと考える。

---

○P13 住宅耐震改修工事事業について、自費解体でも公費解体と違いがないように思う。自費解体で支援がでる条件を教えてください。土地の境界については、国や県と協議中との回答ではあるが、境界がズレた家は何年か後には町や県、国が必ず実施してくれるのか、無償なのかを教えてください。税金などの問題もあり、今年は固定資産税が免除であったが、いつまで免除してもらえるのか。液状化対策が終わるまで免除されるのか。公的な支援を受けた土地や家屋は10年間売買できないと聞いた。短期間住んでみて、転居したいと思ったときはその土地は売れないのか。

●P13の公費解体をした後の建て替えは、住宅耐震改修工事業の対象にはならない。対象になる場合は、補助を受けない自費解体であれば、耐震診断を受けた後に改修して補助を受けることができる。

○国等の支援が入った時点で自費解体とはみなされないため、住宅耐震改修工事業の補助金は使えないという考え方で間違いはないか。

●住宅耐震改修工事業についてはその通りである。

●P22に示したとおり、町では土地境界について地籍の再調査や、土地区画整理事業のような事業手法があり、住民の合意形成を図りながら、地籍の再調査などを公共事業として行っていきたいと考えている。

○土地境界については実施時期の話は別として、無償で実施してもらえるとあって良いか。

●地籍調査も数年かかるが、町調査で実施し、住民負担はかからないようにしたいと思っている。

○税金の免除についての予定を教えてください。

●今年度、被災宅地においては大幅な減額、免除を行った。今年7月の納税通知書に同様の趣旨のことを記載しているのでご覧いただければと思う。ご質問の継続期間については税務課で検討中であり、例えば、段階的に戻すのかなど、様々な方法が考えられ、回答できない。家屋の評価についてであるが、損害程度に応じて家屋の価値がどの程度落ちるか決めた上で地震による減額や免除を検討している。

○家の評価はおっしゃるとおりと思う。土地も液状化で価値が下がっており、再評価するのをお聞きしたい。

- 土地の評価については評価替えの年次であったが被害面積を斟酌して、減額免除した。町内の土地の価値が下がっているとご認識されていることと思うが、毎年土地の評価を見直ししており、まずはその評価額を確認して質問等があれば税務課まで問い合わせいただきたい。
- 被災宅地等復旧支援を受けた土地や家屋に対する売買の制限についてであるが、この事業は県の復興基金を活用しており、その中で10年間の財産処分の制限があるとなっているので話をさせていただいた。
- 10年間は売れないと判断してよいのか。
- 被災宅地等復旧支援事業は、県の基金を活用した事業であり、その支援を活用した場合は、そのような制限があることを確認した。

- 
- P22に応急仮設住宅について記載があるが、これは、みなし仮設住宅に住んでいても対象になるのか。現在、民間のみなし仮設に入居しているが、退去する場合は40日前に申告するように言われている。決定に時間がかかることは理解しているが、退去時期が近付いており、不安である。次の転居を決めないといけないことも想定されるので早めに決めてほしい。
  - みなし仮設も含まれ、国県については継続的に要望している。結果は示されてはいないが、決まり次第早急にご案内させていただく。

- 
- P12の補助額について、補助金は複数回に分けて申請が可能となっている。申請を複数回に分けた場合は補助額が少なくなることも考えられるがそのような認識で良いか。県道と町道との間の宅地が今回の被災で側方流動に伴い、敷地面積が100坪から95坪になった場合は、どのような捉え方をすればよいのか。
  - P12の被災宅地等復旧支援事業は、1回目の工事に申請した場合は50万円が控除されることとなる。2回目の工事のときは、1回目の工事で50万円控除済みであるため、仮に100万円の工事費とした場合は、100万円に対し5/6を乗じた金額が補助額となる。面積については、道路の官民境界を確認させていただき、元に戻すことを考えている。100坪が95坪となることは確定しておらず、まずは元に戻すことを考えて事業に取り組んでいくため、ご理解いただきたい。

- 
- 北部で親が災害を受け県営住宅に住んでいる。高齢であり転居は難しいと思う。県営住宅は家賃を払いながら住み続けられるのか聞きたい。土地の支援制度は町民しか適応されないと聞いた。住民票を移動させた場合はこの制度は使えなくなるのか教えてほしい。
  - （公営住宅の）一時使用の期間は、県から1年延長するか意向を確認するためのアンケートが実施されたと聞いている。町からは、県に対し延長可否について早く答えを出してもらえようとして要望している。その後、県営住宅に入居し続けられるかどうかは、県に確認しないと、この場では返答ができません。後日方針が決定次第お知らせしたい。被災宅地等復旧支援事業の対象者については、宅地の所有者、管理者または占有者かどうか確認させていただくこととなり、その土地で住み続ける場合が対象となる。
  - 住み続けなくなった場合はどうなるのか。他の土地を求めて住むことになった場合は適用されないのか。住民票を移動させた場合は住み続けられないという判断がされるのか。
  - 被災宅地等復旧支援事業は、その場所で宅地復旧して住み続けることを想定した事業であり、その場所から移ると事業の対象とはならない。

- 
- 被災宅地等復旧支援事業について、復旧前に宅地を相続することを考えている人もいる。相続してから補助を受ける人もいると思うので要綱等を確認して条件等があれば教えてほしい。地盤沈下している場合、道路復旧を優先するとのことであったが、宅地と道路の高さが合わず道路から宅地に水が流れ込んできたり、道路と宅地が擦りつかない場合などが想定され、同時進行しないと行けないケースも想定される。逐一町からスケジュールを発信してもらえると次の再建へのステップに移行しやすい。ご検討をお願いしたい。
  - 財産処分の件について、県の要綱によると縛りはある。相続を絡めた補助の事例等を確認してHP等を利用してお知らせする。道路の排水対策についても、スケジュールが分かり次第、HP等を活用してお知らせしていきたい。
  - パソコンがなくHPを見れない人もいる。町のLINEや広報等を活用して、多くの人に情報が入るように努めてほしい。情報が入ってこないのがストレスを感じる面がある。
- 

- 地盤改良工法の特徴に建築物がある場合は個別検討とあるが、建物が建った状態で適用できるのか。
- 建物を解体し、更地になった場合での工法と想定している。
- 家が立っている場合は地下水位低下工法になるということか。液状化の原因は地下水だけが原因なのか。
- 地下水位が高いところで液状化が発生している。地下水を下げることで液状化被害が抑制されるものと考えている。
- 抑制ということは無くなることはないということか。砂地であることが液状化を促進していると思う。地下水位低下工法を実施しても大雨が降るなか、地震が生じた場合は液状化が発生するのではないか。過去の実績を踏まえて国は提示したのだと思うが、熊本ではどうだったのか。
- 雨の影響等についても実証実験で検証する。
- 熊本における降雨後の地震があった場合の効果は聞いていないのか。
- 回答を持ち合わせていない。
- 住宅の下にもドレーン管は入るのか。
- 今のところ、公共の道路下のみの施工を想定している。
- 住宅下の地下水もそこに集水されるのか。
- その通りである。
- 地下水位低下工法を実施し、家の傾斜を直す場合はどうなるのか。宅地の地盤は個人で対応してほしいということか。
- 被災宅地等復旧支援制度で傾斜修復は対応してもらいたい。
- 地震で地下のドレーン管がズレた場合はどうなるのか。改修に時間がかかるのではないか。実績として、地下水位低下工法はどれくらいの期間、保てるものなのか。
- 将来的な地震によってドレーン管がズレた場合の状況についてはお答えできない。集水管は透水性があり、管の洗浄をしなければならず、管の洗浄費用がかかってくる。
- 修復のランニングコストは含まれていないということか。
- ランニングコストは1年間の最大の維持管理費と洗浄費を記載している。
- 220億円はどこが負担するのか。
- 金額については詳細な実施設計をしていないので目安であるが、いずれの工法においても国の補助事業を活用して進める予定でいる。

○これまでは町はこのような場合、住民に負担が生じないよう運営してきたと思うが、令和9年以降は負担が増える。町は大丈夫か。

●財源については、1/2が補助金であり、実質的には2.5%程度の負担となる見込みである。

---

●町としては本日お示しした液状化対策のスケジュール、公共施設のスケジュールに沿って1日でも早い復旧を進めていきたいと考えている。個別相談を受け付けているので、適宜、お問い合わせいただきたい。